

静岡県告示第509号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年5月21日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
469号	裾野市須山字淵287番の22から 裾野市須山字淵287番の23まで	令和3年5月21日

=====

静岡県告示第510号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年5月21日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東柏原沼津線	沼津市大塚字道下437番の2から 沼津市大塚字道下465番の1地先まで	令和3年5月21日 午前12時